

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費
（令和4年度決算）**

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられております。その地方消費税交付金の増収分については、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度鶴田町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 167,289 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 2,316,489 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業（老人福祉費）	170,898	1,021	0	316	26,985	142,576
	障害者福祉事業（心身障害者福祉費）	644,188	489,817	0	1,890	24,267	128,214
	児童福祉事業（乳幼児・子ども医療給付事業費）	744,752	559,093	21,700	9,133	24,640	130,186
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	45,809	35,407	0	0	1,656	8,746
	介護保険特別会計繰出金	208,882	0	0	24,441	29,354	155,087
	後期高齢者医療特別会計繰出金	188,103	39,816	0	8,246	22,287	117,754
保健衛生	保健衛生費（病院事業繰出金・予防費・健康推進費）	313,857	29,460	44,900	96	38,100	201,301
計		2,316,489	1,154,614	66,600	44,122	167,289	883,864

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。